

平成30年12月19日

発 言 者	発 言 要 旨
星川委員	津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された場合のメリット、デメリットについて、どのように考えているのか。
危機管理課長	<p>メリットについては、市町の地域防災計画の住民への情報伝達方法、避難場所、避難経路などが盛り込まれることや、10m四方毎の最高津波到達点である基準水位を示した新たな津波ハザードマップを作成することにより、住民への速やかな情報伝達と、より安全な経路による確実な避難が行えるようになることがある。また、区域内の学校、病院、社会福祉施設などの避難促進施設には、避難計画作成や年1回以上の避難訓練が義務付けられるため、迅速に避難できるようになると考える。</p> <p>デメリットについては、地価下落への懸念がある。しかし、すでに平成28年3月に津波浸水想定を設定、公表し、浸水区域や浸水深を県民に情報提供済みである。また、30年5月の国土交通省の調査によると、既に区域指定を行った徳島県や山口県などの4県では、地価への大きな影響は見られないとのことである。</p>
星川委員	今回は遊佐町で区域指定を行うとのことだが、鶴岡市や酒田市についてはどのようにするのか。
危機管理課長	区域指定については、沿岸市町と事前調整を行い、意向が固まった市町から順次指定していく。遊佐町には指定に向けて前向きに取り組んでもらっている。2市は浸水想定区域内の人口や集落数が多いことから、住民への十分な説明が必要との意向であり、今後、丁寧に説明会を実施する予定である。
星川委員	具体的な指定時期についてはどうか。
危機管理課長	2市の事務が円滑に進むよう事例紹介や助言など支援を行いながら、できるだけ早期の指定に向けて調整していく。
星川委員	オレンジゾーンやレッドゾーンの指定については、どのように考えているのか。
危機管理課長	オレンジゾーン及びレッドゾーンについては建築や開発行為が制限されることから、地域の現状や将来像を十分に勘案することが必要であり、住民や利害関係者の意向を踏まえることが重要である。各市町におけるまちづくりの方針を踏まえて検討する必要があることから、各市町の意向を確認しながら対応していく。
星川委員	今回の区域指定の前提となる基準水位は、津波のせき上げも考慮したものとのことだが、詳細はどうか。
危機管理課長	これまでの浸水想定区域図では浸水深で示していた。津波は動いていることから、構造物や坂などに衝突した際にせき上げという現象が起こる。せき上げの高さは計算することができることから、今回はせき上げも考慮した基準水位を示した。例えば、従来の浸水深では安全とされていた3階建ての建物が、基準水位では2階までは津波が到達するが3階は安全なことが明確になることから、水平方向の避難が困難な場合には、垂直方向の

発 言 者	発 言 要 旨
星川委員	<p>避難が可能ということになり、より安全な避難場所を住民に示すことができる。</p> <p>全国や東北における指定の状況はどうか。</p>
危機管理課長	<p>11月13日現在、10道府県で指定済みである。また、指定することとなれば、東北では初めてとなる。</p> <p>なお、太平洋側については、現在「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において地震・津波断層モデルを検討中であることから、このモデルが公表された後の対応になると思われる。</p>
星川委員	<p>この度の与党税制改正大綱において、「消費税率10%への引上げを平成31年10月に確実に実施する」と明記されたが、消費税率の引上げに伴い、県税収入はどの程度増収となるのか。</p>
税政課長	<p>来年10月の消費税率2%引上げに伴い、県税である地方消費税は1.7%から2.2%に0.5ポイント引上げられる。地方消費税の増収額は、機械的な試算にはなるが、税率引上げの影響が平年度化する平成34年度において、約104億円と見込まれ、そのうち2分の1は市町村に交付するため、県の実質的な増収額は約52億円と見込んでいる。</p> <p>現在、来年度の予算編成に向け、消費税率引上げの影響額を精査しているところである。</p>
星川委員	<p>消費税率の引上げによる国民生活や景気の影響緩和に向け、税制改正等様々な対策が検討されているようだが、どのような内容となっているか。</p>
税政課長	<p>12月14日に決定された与党税制改正大綱をベースに答える。</p> <p>まず、自動車の保有課税を恒久的に引き下げ、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化や燃費性能の優れた自動車等の普及を図るため、自動車税の税率引下げが予定されている。平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車の税率が、排気量に応じて1,000円から4,500円の範囲で引き下げられる見込みである。</p> <p>この恒久減税による県税の減収については、グリーン化特例の大幅見直しやエコカー減税の軽減割合等の見直しなどにより財源を確保し、なお生じる財源不足については国費で補填される見込みとなっている。</p> <p>次に、臨時的軽減措置として、自動車取得時の負担感を緩和するため、31年10月1日から32年9月30日までに取得した自家用乗用車について、自動車の取得時に課税される環境性能割の税率が1%軽減される見込みである。</p> <p>加えて、住宅については、32年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とされる見込みとなっている。</p> <p>今後情報収集に努め、県税条例や規則の改正等に適切に対応していく。</p>
星川委員	<p>消費税率の10%への引上げによる地方交付税への影響については、今後どのようなになるか。</p>
財政課長	<p>普通交付税は基準財政収入額と基準財政需要額を計算し、その差を交付するものである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>消費税率引上げにより、県の税収は増えるが、その税率引上げ分は100%基準財政収入額にカウントされる。その分交付税が減ることになるが、今回の税率引上げ分は、社会保障の充実・安定化、幼児教育・高等教育の無償化など教育費の負担軽減、子育て支援、介護人材の確保などに使うこととされており、基準財政需要額に増える地方負担額を100%計上することとされている。</p> <p>よって、その分での県への影響は中立的な状態にあると考えている。</p>
星川委員	消費税収の平年度化までの交付税の手当てはどうか。
財政課長	消費税収の平年度化には数年かかる。その間、税収は入ってこないが、仕事はしなければならないという状態になる。この間の財源については、政府において適切に手当するものと考えている。
鈴木（正）委員	高等教育機関等連携情報発信支援事業について、ホームページ開設やパンフレットの作成配布が新聞記事にもあったが、事業の実施状況はどうか。
学事文書課長	<p>県内の高等教育機関への県内高校生の進学を促進し、若者の県内定着を促進するため、入学者募集・情報発信等へ支援するもので、大きく4つの事業を実施している。</p> <p>高等教育機関等のPRイベント支援では、大学コンソーシアムやまがたに補助を行い11月4日にイオンモール三川で開催した。次回は3月に村山地域で開催予定である。</p> <p>パンフレットは県内公立高校の1、2年生全員に配布することとし、2万部を作成し10月末に各学校に発送した。ポータルサイトも11月1日に開設したところである。</p> <p>私立専修学校等のオープンキャンパス等参加者のための送迎バス運行支援補助は、8月に補助要綱を制定し、現在も募集中である。</p>
鈴木（正）委員	県内高等教育機関等の留学生の状況はどうか。
学事文書課長	日本学生支援機構の調査では、平成29年5月1日現在で本県の留学生は265人となっている。この数値には短期留学が含まれるため、本年度、短期留学を除く留学生数を各大学に確認したところ、5大学・短期大学で約180人となっている。
鈴木（正）委員	学部生・院生の割合や学校別の状況はどうか。
学事文書課長	約6割が大学院、残り4割が学部や日本語別科などである。学校別では約8割が山形大学であり、山形大学大学院の理工系が全体の4割5分と大きなウェートを占めている。
鈴木（正）委員	福岡県では留学生数も多く、地元定着に向けて就職や起業などに手厚い取組みを行っていた。本県でも留学生の県内定着が大事であるが、来年度予定している取組内容はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
学事文書課長	<p>本県産業を担う高度外国人材の卵である留学生の県内高等教育機関等への受入拡大を図るため、留学生に対する支援や県内高等教育機関等の認知度を高める取組みへの支援を考えている。</p>
鈴木（正）委員	<p>実施に当たっての課題は何か。</p>
学事文書課長	<p>各大学の留学生支援部門に調査したところ、留学生も条件の良いところを探しており、経済的な支援が大事であること、県内高等教育機関等の認知度が足りないことなどの課題が上げられた。</p> <p>それを踏まえ、具体的には、①県内就職を希望する留学生への奨学金の支給、②認知度向上に向け、首都圏等の日本語学校訪問や留学生フェアへの参加など高等教育機関の入学者募集活動経費への支援を考えている。</p>
鈴木（正）委員	<p>良い取組みだと感じている。国や商工労働部でも外国人労働者受入れに関して生活支援を含めた相談窓口設置の動きもあり、学校サイドだけではなく、商工労働部や大学と連携を密にして取組みを行うのが効果的ではないか。</p>
学事文書課長	<p>各部局でも様々な支援を行っている。留学生向けに観光文化スポーツ部と山形大学が連携しバスツアーに取り組んでおり、県内定着の視点から、こうした取組みへ参加する意思のある者を支援する方向で検討している。大学・関係部局の取組みや国の動向も情報収集しながら効果的な事業となるよう検討していく。</p>
鈴木（正）委員	<p>I C T推進方針の中間報告が出されたが、推進に当たっては新たな技術も取り入れることが必要である。R P A（ロボットによる業務自動化）の都道府県の状況をどのように把握しているか。</p>
情報政策課長	<p>全国の状況は、平成 30 年度までに R P A に取り組む都道府県は 23、31 年度以降予定が 16 あり、R P A を活用する動きが活発化している。</p> <p>そのほとんどが、効果的な R P A 適用業務について検討する実証段階であり、複数の作業手順を R P A で一度に自動化する際の効果について実証が行われている。</p> <p>その効果について、茨城県では、4 つの業務に R P A を適用した結果、年間 2,768 時間の削減効果が確認されており、一定の業務効率化が期待できる。また、業務の作業手順を明確化していく中で、無駄な作業がないかどうか等、業務見直しを行う契機となることから、業務改善にもつながるものと期待している。</p>
鈴木（正）委員	<p>R P A については市町村の方が有効と考えていたが、都道府県でも効果が出ているとのこと。課題も含めて今後の取組みについて現段階でどのように考えているか。</p>
情報政策課長	<p>R P A については、業務効率化が期待できる一方、課題もある。</p> <p>R P A は、電子メールや業務システムなどの様々なソフトウェアをまたいで複数の作業を一度に自動化することで大きな効果を生み出すことが特徴だが、入力されたデータや処理の結果が正しいかどうかをチェックする</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>仕組みや、データ形式や処理手順が変更となった場合にR P Aに記録された作業手順を適切に修正しないと予期せぬ誤動作や情報漏えい等を引き起こす等の課題がある。</p> <p>先進県での取組み事例も把握しながら、これらの課題やR P Aをどのように運用管理していくか等について、民間企業のノウハウを活用しながら検討し、今後の取組みを進めていきたい。</p>
鈴木（正）委員	R P Aは成長分野である。I C Tは日々進化し、変化も激しい中で、本県にとって一番効果的なものを取り入れるように検討をお願いしたい。
鈴木（正）委員	公文書管理の条例について検討委員会を立ち上げて検討しているとのことだが、検討状況はどうか。
文書法制主幹	<p>今年10月に山形県公文書管理条例検討委員会を設置した。大学教授、弁護士など有識者6人で構成しており、これまでに2回開催した。</p> <p>第1回は、国立公文書館統括公文書専門官である委員から、国の公文書管理や国立公文書館の業務などについて聞き、条例案たたき台について意見をもらった。</p> <p>第2回は、第1回の委員会での論点についての議論の後、条例骨子案の検討を行った。</p> <p>第3回の委員会は12月27日に予定しておりこれまでの論点について検討し承認されれば、公文書管理条例の骨子案としたいと考えている。</p>
鈴木（正）委員	公文書管理の条例においては、第三者委員会の設置がポイントと考えている。公文書管理条例検討委員会の資料の条例骨子案を見ると、第三者委員会について詳細に規定されている。詳細の部分は規則などに委任して規則で定める方法もあるのではないかと思うがどのように考えているか。
文書法制主幹	第三者委員会は、国で設置しているほか、都道府県では熊本県のみが設置している。本県でも設置したいと考えており、条例の中で規則に委任している項目をこの委員会に諮問し審議するものである。
鈴木（正）委員	文書管理システムについて検討していると思うが、電子決裁の状況はどうか。
文書法制主幹	総務事務システムや財務会計システムでは電子決裁されているが、一般文書では電子決裁は行われていない。他県においても一般文書の電子決裁はさほど進んでいない状況である。見える化委員会からの提言について文書管理システムを導入すべく検討していきたい。
広谷委員	今年3月に策定した県水道ビジョンの策定後、広域連携に関する検討状況はどうか。
食品安全衛生課長	<p>4～5月に県内全事業者の部課長に水道ビジョンの趣旨、広域連携検討会について説明をして理解を得た。</p> <p>その後、広域連携の検討の場として、市町村等の水道事業者や県企業局等で構成する「水道事業広域連携検討会」を先月県内4圏域に設置し、市町村の圏域を越えて、効率的で最適な水道を目指して、具体的な検討を開始したところである。</p> <p>また、10月には、「山形県水道事業の基盤強化研修会」を開催し、先進事</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>例として「安全」「強靱」「持続」等の観点から、県内水道事業者の事例発表等を実施したところである。具体的には、安全な水道のための水道技術管理者研修会の実施や、持続可能な水道経営に資する水道料金を検討した事例発表、及び強靱な水道の構築のため、今年酒田市において塩水遡上に伴い給水制限を実施した事例の発表等を行った。</p> <p>さらに、基幹管路の耐震適合率が39.6%という状況であることから、耐震化を進めていくため、水道施設の耐震化に対する補助金の財源確保や補助率のかさ上げ等の拡充を政府への施策提案として継続要望しているところである。</p>
広谷委員	<p>各事業者が置かれている状況は様々であるが、今後連携をする中で綿密な最適化計画を作っていく必要があると思う。また、広域化に対する厚生労働省の補助制度である水道事業運営基盤強化推進事業とはどのようなものか。</p>
食品安全衛生課長	<p>施設の最適化については、現在、各圏域の広域連携検討会で、現状分析を行っており、今後、単独経営を続けた場合のシミュレーションを実施していく。その上で、市町村の区域を越えた最適化について、検討していくこととしている。</p> <p>また、厚生労働省所管の水道施設の耐震化への補助については、今年度は県全体で当初予算ベースで約4億4,000万円を計上している。広域化への補助メニューである水道事業運営基盤強化推進事業については、3事業以上が広域化する事業が対象になる。この事業は平成41年度までの事業であり、最大10年間補助を受けることができる。</p>
後藤委員	<p>水道事業の民間移譲が可能となる水道法改正がなされた。宮城県が検討していると聞いているが、本県では、行政改革という観点で、民間移譲を考えたことがあるのか、また法改正に合わせて民営化等を検討していくのか。</p>
改革推進監	<p>現時点で民間移譲を考えたことはない。法改正により水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定する仕組みが導入されたが、維持管理費用の削減などのメリットがあるとされる一方、料金の高騰や水質低下、事業者撤退の恐れ等のデメリットが指摘されている。水道事業は命の源であり、県民の安全・安心、暮らしや経済活動を支えるものであり、仮に民営化等を検討するとしても時間をかけて慎重にすべきものである。</p>
後藤委員	<p>安全・安心な水を供給することは行政の役割と思っている。水の大切さを考えると軽々に民営化していくものではないと考える。</p>
後藤委員	<p>中核市と中枢中核都市の違いは何か。</p>
市町村課長	<p>中核市制度は、地方自治法に基づき、分権時代への対応を目指し、身近な自治体がきめ細かな行政サービスを提供できるようにするものである。</p> <p>それに対し、中枢中核都市は、政府の「まち・ひと・しごと創生会議」において打ち出されたものである。中枢中核都市は指定都市、中核市や県庁所在市などが対象であり、商店街の活性化や国際的ビジネス環境の整備など政策課題ごとに省庁横断的に支援していくとされている。</p>
後藤委員	<p>中核市への移行に伴い、地方交付税は県と山形市でどうなるのか。また、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
市町村課長	<p>人員はどう配置し直すのか。</p> <p>山形市には、数億円の地方交付税が交付される。 また、人量については、仮に現在整理している2,426件の事務を移譲とした場合、昨年の試算では40数人程度に相当するとしている。</p>
人事課長	<p>今ほどの40数名の数字については、全体で20以上の所属に分かれている事務を積み上げたものであるが、一つひとつの課の状況で見ると移譲する事務量が一人分に満たないものも積み上がっている。</p> <p>また、現在、非常勤職員が従事している業務が移譲事務に含まれているものもあり、40数名の数字については、正職員のみならず、非常勤職員も含めた人数となっている。</p> <p>組織の見直しに当っては、移譲事務を主に担当している職員の削減を基本に検討しており、正職員が従事している場合には正職員を、非常勤職員が従事している場合には非常勤職員を削減することとして、来年度の体制について検討を進めている。</p>
後藤委員	<p>山形市の中核市移行に伴い、県の地方交付税は減るのか。</p>
財政課長	<p>県の交付税は数億円減の見込みである。</p>
後藤委員	<p>福島～米沢間のトンネル整備の調査結果がJRから示されてから1年が経つ。JRに、プラス120億円で、フル規格断面でお願いすることになったのか。</p>
総合交通政策課長	<p>輸送障害の4割はこの区間で発生している。奥羽新幹線の足掛かりとするために、まずは、トンネル整備に取り組んでいく。</p> <p>現在、月1回程度のペースで、課長級の実務担当者レベルの打合せにより、トンネルの整備効果をもとに、将来の利用者数を推計する「需要予測」や、投資に対する効果の度合いを示す「費用対効果」、いわゆるB/C、本県地域経済への「波及効果」等についての検討を進めているところである。</p> <p>今後、これらについて分析・検証をしっかりと行いながら、整備のあり方や政府の財政支援も含めた財源スキーム等の検討を、スピード感を持って進めていく。</p>
企画振興部長	<p>トンネル整備は、第一義的にはJRが実施する事業である。その上で、JRとしては地元からも負担してもらいたいということである。どれくらいが合理的なのか、県民に説明できるものなのか、その根拠はどうか、を事務作業で一つ一つ詰めているところである。最重点課題として、早く進めたいと考えている。</p>
後藤委員	<p>1年経って、フル規格断面かどうなのか、県がどれだけ出すつもりなのか進んでいない感がある。県が事業費を出すことを決めれば着工するのではないか。秋田県のトンネル期成同盟会には、岩手県は後ほどオブザーバーとして入った。1年経った。いつ頃県民に「フル規格断面で実施する」とアナウンスできるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
企画振興部長	相手方がある話なので、いつという話はできないことをご理解いただきたい。ＪＲと検討を進めて早く結果を出したい。
後藤委員	いつ頃と言えないのはわかっている。福島側にも負担金を出してもらおうよう、取り組んでいく必要がある。福島との連携はどうなっているか。
総合交通政策課長	福島～米沢間のトンネル整備の早期事業化に向けては、トンネルで結ばれる福島県との連携・協力も必要と考えている。今月 26 日の地域推進組織に福島県からも参加する。今後、福島県側とも調整・協議していく。
後藤委員	福島県から関わってもらいたい必要があると考えている。
企画振興部長	<p>まず、事実関係を整理させよう、トンネル 23km のうち、福島側 7 km、山形側 16km となっている。</p> <p>道路については、国直轄制度で、山形、福島両県が負担することに制度上なっている。一方、トンネルは高速道路と違い、事業者である ＪＲ が整備するものである。</p> <p>知事も福島県と連携していく旨答弁しているので、スピード感をもって進めていく。</p>
鈴木（孝）副委員長	国土強靱化基本計画の見直しと、2020年までの 3 年間で 7 兆円の緊急対策を行うことが閣議決定されたが、その内容はどうか。
危機管理課長	<p>国土強靱化基本計画の見直しの主な内容としては、①避難者等の健康・避難生活環境の確保など、熊本地震等の過去の災害から得られた知見の反映、②ＡＩを始めとする新技術の活用など、社会情勢の変化を踏まえた内容の追加、③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策、老朽化対策、業務継続計画（ＢＣＰ）の普及などは引き続き推進することとなっている。</p> <p>また、今年度、基本計画の見直しを進めている過程で、大阪北部地震や西日本における豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震などの大災害が発生したことから、政府では別途 11 月までに重要インフラの緊急点検を行った。この点検結果を受け、基本計画の重点化すべきプログラム等に当たるもので、特に緊急に実施すべき対策を「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」として、概ね 7 兆円程度の事業規模により 2020 年までの 3 年間で集中的に実施することとなった。対策の主な内容としては、大規模な浸水、土砂災害、地震、津波等による被害の最小化に 3 兆円程度、陸海空の交通ネットワークの確保に 2 兆円程度、食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保に 1 兆円程度の事業を行うものとなっている。</p>
鈴木（孝）副委員長	本県における緊急対策については、どのような内容となっているのか。また、どのように対応するのか。
危機管理課長	<p>本県でも「山形県強靱化計画」を策定し様々な取組みを進めているところであり、その見直しを行う際には基本計画の見直し内容や本県の現状を踏まえ検討する。</p> <p>また、緊急対策については、防災のための重要インフラや、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持に係る事業を各分野で行うこととなっているが、まだ詳細が明らかになっていない部分も多いことから、情報収集に努め、関係部局と連携して対応していく。</p>



発 言 者	発 言 要 旨
鈴木（孝）副 委員長	いきいき雪国やまがた基本条例について、条例案で作成することとなっている雪対策基本計画と行動計画の策定・改訂の際、また、計画に基づく施策の状況について、議会に報告は行うのか。
市町村課長	本定例会で条例が可決された場合には、平成31年度に、新たな基本計画・行動計画の策定を考えており、計画の策定・改定時は、議会に報告を行う。また、毎年の施策の進捗状況についても、「いきいき雪国やまがた県民会議」で検証を受けながら公表するとともに、議会にもお示ししたい。
鈴木（孝）副 委員長	条例案にある「技術イノベーション」については、どのようなことを考えているのか。
市町村課長	県民会議の中に、産学官による「技術開発部会」を新たに設置して、県内企業に、雪国での快適な暮らしを実現するため、低コストで新しい技術を提案してもらうことを目指したい。詳細は今後、関係者と詰めたい。
鈴木（孝）副 委員長	「技術開発部会」のメンバーには、どのような方を考えているのか。
市町村課長	「産」については、県内の民間企業やその関係団体、「学」については、県内の高等教育機関、「官」については、県の関係部局を想定している。
鈴木（孝）副 委員長	雪による災害を無くすこと、雪を利活用して活性化につなげることは、いずれも大事である。今後を注視したい。
【請願47号の審査】 広谷委員	全体としては願意妥当だが、文書の一部に事実と異なる記載があるので一度取下げて修文の上、出し直させたいと思うので継続審査でどうか。